

一般財団法人日本ドッジボール協会（以下「本協会」）は、JDBAメンバー管理システム（以下「JDBAメンバーサイト」）を利用する個人（以下「メンバー」）に対する利用規約（以下「本規約」）を以下のように定めます。

第1条（JDBAメンバーサイトの利用）

メンバーは、本協会に対し本規約を承諾の上、JDBAメンバーサイト所定の手続きに従いメンバー登録を申請し、本協会が以下に定めるルールなどに従い利用するものとします。

第2条（メンバー登録）

1. 希望者は、JDBAメンバーサイトのメンバー登録ページから、指定する方法に従い、メンバー登録申請を行うものとします。
2. 前項の申請に対し、申請内容に虚偽が無い事を前提として、本協会はメンバーIDを発行するものとします。
3. 希望者が、メンバー及び各資格の抹消などの処分を受けている事が判明した場合または登録希望者の申請内容に虚偽の事項が含まれていた場合もしくはその他登録申請を承認する事が不適格であると本協会が判断した場合には、当該登録申請を承認しない場合があります。

第3条（個人会員登録料及び有効期間）

1. メンバー登録管理費用として個人会員登録料1,000円と定め、有効期間は1年度とし、前条のメンバー登録完了後、払込をもって個人会員の認定開始とします。但し、18歳未満のメンバーは18歳に達する年度終了までの最大6年度とします。
2. 個人会員登録料のほか、保持する各資格に応じ資格登録料を定めます。
3. 個人会員登録料のほか、新規に特定の資格を取得した際の認定料を定めます。

第4条（資格費用及び有効期間）

1. メンバーの保持する資格に応じ資格登録料及び有効期間を下記のとおり定め、有効期間は各資格別とし、払込をもって各資格の登録開始とします。
 - ① 審判員登録料 A級 8,000円（1年度）
B級 6,000円（1年度）
C級 4,000円（1年度）
 - ② 指導者登録料 準指導員＜区分Ⅱ＞ 2,000円（1年度）
準指導員＜区分Ⅰ＞ 2,000円（1年度）
 - ③ 競技者登録料 一般競技者 1,000円（1年度）
中高生競技者 1,000円（18歳に達する年度終了まで）

2. 資格登録にあたり、その資格の水準を担保するための講習・教材等を本協会が設定した場合、資格登録料とは別に定める講習の受講・教材等の費用の払込をもって登録開始とします。
3. メンバーが次の資格を新規に取得した際の認定料及び登録料の取り扱いを下記のとおり定める。
 - 審判員A級 13,000円（認定年度の登録料を含む）
 - 審判員B級 9,000円（認定年度の登録料を含む）
 - 審判員C級 5,000円（認定年度の登録料を含む）

第5条（変更の届出）

1. メンバーは、住所・氏名・電話番号・メールアドレス・その他本協会に届け出ている事項に変更が生じた場合には、すみやかにJDBAメンバーサイトから変更手続きをとるものとします。
2. JDBAメンバーサイトから変更ができない項目については、メンバーが所属都道府県協会または本協会事務局に変更手続きを行うものとします。

第6条（JDBAメンバーサイトの利用停止／メンバー登録の取消）

本協会は、メンバーが以下の各号のいずれかに該当する場合、メンバーに通知することなくJDBAメンバーサイトの利用停止またはメンバー登録・IDを抹消する事ができるものとします。

- (1) 第7条(禁止事項)に記載された行為を行った場合
- (2) その他、本規約に違反した場合

第7条（ご利用の停止・退会）

メンバーは本協会に対し、JDBAメンバーサイトから脱会届を提出することによって、退会することができます。

第8条（禁止事項）

メンバーはJDBAメンバーサイトを利用する際に以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) メンバー登録の際に虚偽の内容を申請する行為
- (2) JDBAメンバーサイトの運営を妨げる、その他、JDBAメンバーサイトに支障をきたす恐れのある行為
- (3) 他のメンバー、第三者もしくはJDBAメンバーサイトに迷惑、不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらの恐れのある行為
- (4) 他のメンバー、第三者もしくはJDBAメンバーサイトの著作権、プライバシーその

- 他の権利を侵害する行為、またはそれらの恐れのある行為
- (5) 公序良俗に反する行為、その他法令に違反する行為、またはそれらの恐れのある行為
- (6) その他、本協会が不相当と判断した行為

第9条（著作権）

1. メンバーは、権利者の許諾を得ないで、JDBAメンバーサイトを通じて提供されるいかなる情報も、著作権法で認められるメンバーの個人情報の私的複製等著作権の制限規定範囲外での使用をすることはできません。
2. メンバーが本条の規定に違反して問題が生じた場合、メンバーは自己の責任と費用においてかかる問題を解決するとともに、JDBAメンバーサイトに何等の迷惑又は損害を与えないものとします。

第10条（メンバー情報の利用）

JDBAメンバーサイトの利用に関連して知り得たメンバーの情報について、本協会は以下の各号に該当する場合を除き、第三者に開示又は提供しないものとします。

- (1) JDBAメンバーサイトの利用動向を把握する目的で収集した個人情報の統計を、個々の個人が特定できない形式で第三者に提供する場合
- (2) 各ブロック連絡会・各都道府県協会の事務局・各委員会が協力依頼を行う場合
- (3) 裁判所や警察署等の公的機関から法律にもとづく正式な照会を受けた場合
- (4) その他、本協会の運営に必要な場合

第11条（決済方法）

メンバーが指定する期間に指定する金融機関で手続きを行い、本協会が金融機関から通知を受け取り、JDBAメンバーサイトで手続きを行った時点で個人会員登録料及び各資格費用の払込が完了したものとします。

第12条（JDBAメンバーサイトの保守および内容）

1. 本協会はJDBAメンバーサイトの稼働状態を良好に保つため、以下の各号の場合、メンバーに通知することなく、JDBAメンバーサイトの提供の全部あるいは一部を中止する事が出来るものとします。
 - (1) JDBAメンバーサイトの定期保守・緊急保守および点検を行う場合
 - (2) 火災・水害・地震・停電・第三者による妨害行為等により、JDBAメンバーサイトの運用が困難になった場合
 - (3) その他、止むを得ずJDBAメンバーサイトの停止が必要と本協会が判断した場合
2. 本協会はJDBAメンバーサイトの運用につき本規約の内容及びメンバーに対するサービスの内容を、メンバーへの事前通告及びメンバーの承諾なく、本協会の都合により自

由に変更できるものとします。

第13条（その他免責事項）

1. 本協会は、その理由の如何にかかわらず、メンバーがJDBAメンバーサイトをご利用になれなかったことにより発生した一切の損害について、いかなる責任も負わないものとします。
2. 本協会は、メンバーの登録内容に従い事務を処理することにより免責されるものとします。
3. 本協会は、法律上の請求原因の如何を問わず、いかなる場合においても、JDBAメンバーサイトの利用に関して生じた損害・損失・不利益等に関して責任を負わないものとします。
4. メンバーが、JDBAメンバーサイトをご利用になる上で、使用方法により、他のメンバーまたは第三者に対して損害等を与えた場合には、当該メンバーは自己の責任と費用において解決し、本協会には一切迷惑をかけないものとします。

第14条（その他）

1. 本協会とメンバーとの連絡方法は、原則として E-Mail によるものとします。
2. JDBAメンバーサイトのご利用に関して、本規約の指導により解決できない問題が生じた場合には、本協会とメンバーとの間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
3. JDBAチームサイトの利用に関して訴訟の必要が発生した場合には、本協会所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所といたします。

付則

本規約は、日本標準時2008年3月1日（午前0時）より実施するものとします。

2009年4月1日 一部改定

2009年6月1日 一部改定

2010年6月1日 一部改定

2014年4月1日 一部改定

2017年6月1日一部改定